

法 務 省 民 商 第 4 2 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

法 務 局 長 殿
地 方 法 務 局 長 殿

法務省民事局長
(公 印 省 略)

「商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の施行に伴う事務の取扱いについて（令和 3 年 9 月 1 7 日付け法務省民商第 1 5 9 号民事局長通達）」の一部改正について（通達）

商業登記所における実質的支配者情報一覧の保管等に関する規則の一部を改正する告示（令和 7 年法務省告示第 6 6 号）の施行に伴い、標記の当職通達の一部を下記のとおり改正し、本日から実施することとしたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第 2 規則の施行に伴う事務の取扱い 1 実質的支配者情報一覧の保管等の申出 (1) 実質的支配者情報一覧 株式会社は、その本店の所在地を管轄する登記所（商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 1 条の 3 に規定する登記所であって、同法第 2 条の規定に基づき、登記事務委任規則（昭和 24 年法務府令第 13 号）の規定により商業登記の事務が他の登記所に委任されたものを除いたものをいう。以下「商業登記所」という。）の登記官に対し、当該株式会社に係る次に掲げる情報を記載した書面（以下「実質的支配者情報一覧」という。）の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出をすることができるとされた（規則第 2 条）。 ア 申出に係る株式会社（以下「申出会社」という。）の商号、本店の所在場所及び会社法人等	第 2 規則の施行に伴う事務の取扱い 1 実質的支配者情報一覧の保管等の申出 (1) 実質的支配者情報一覧 [同左] ア 申出に係る株式会社（以下「申出会社」という。）の商号、本店の所在場所及び会社法人等

番号（商業登記法第 7 条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）

ただし、株式会社の設立の登記の申請と同時に申出をする場合には、会社法人等番号を除く（規則第 1 2 条の規定において読み替えて適用する規則第 2 条第 1 号）。

イ 過去の一定の日（(1)の申出をする日前 1 月以内のものに限る。ただし、株式会社の設立の登記の申請と同時に申出をする場合には、(1)の申出をする日とする（規則第 1 2 条の規定において読み替えて適用する規則第 2 条第 2 号）。）における申出会社の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 2 0 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「犯収法施行規則」という。）第 1 1 条第 2 項第 1 号の自然人（同条第 4 項の規定により自然人とみなされるものを含む。）に該当する者をいう。以下同じ。）の氏名、住居、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理

番号（商業登記法第 7 条に規定する会社法人等番号をいう。以下同じ。）

イ 過去の一定の日（(1)の申出をする日前 1 月以内のものに限る。）における申出会社の実質的支配者（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 2 0 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「犯収法施行規則」という。）第 1 1 条第 2 項第 1 号の自然人（同条第 4 項の規定により自然人とみなされるものを含む。）に該当する者をいう。以下同じ。）の氏名、住居、国籍等（国籍の属する国又は出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。以下同じ。）及び生年月日

及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）
第 2 条第 5 号ロに規定する地域をいう。以下同
じ。）及び生年月日

[ウ～オ 略]

カ (3)イ ((イ)括弧書きを除く。)に掲げる書面
を申出書に添付する場合にあっては、その書面
の名称

なお、申出をすることができる株式会社には
、特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律
の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87
号）第 3 条第 2 項に規定する特例有限会社をい
う。）も含まれる。

(2) 申出の方法

ア 書面による申出

(1)の申出は、次に掲げる事項を内容とする
申出書を商業登記所に提供してしなければならないとされた（規則第 3 条）。この場合の商業
登記所への申出書の提供は、商業登記所の窓口
に持参する方法によるほか、送付によることも
認められる。

[ウ～オ 同左]

カ (3)イ ((イ)括弧書きを除く。)に掲げる書面を
申出書に添付する場合にあっては、その書面の
名称

なお、申出をすることができる株式会社には
、特例有限会社（会社法の施行に伴う関係法律
の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87
号）第 3 条第 2 項に規定する特例有限会社をい
う。）も含まれる。

(2) 申出の方法

[アを加える。]

(1)の申出は、次に掲げる事項を内容とする
申出書を商業登記所に提供してしなければならないとされた（規則第 3 条）。この場合の商業
登記所への申出書の提供は、商業登記所の窓口
に持参する方法によるほか、送付によることも
認められる。

(ア) 申出会社の商号、本店の所在場所及び会社法人等番号並びに申出会社の代表者の資格、氏名、住所及び連絡先

ただし、株式会社の設立の登記の申請と同時に(1)の申出をする場合には、会社法人等番号を除く（規則第 12 条の規定において読み替えて適用する規則第 3 条第 1 号）。

(イ)～(カ) [略]

この申出書は、別記第 1 号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。

イ オンラインによる申出

(1)の申出は、商業登記規則（昭和 39 年法務省令第 23 号。以下「商登規則」という。）第 101 条第 1 項第 1 号の規定による登記の申請と同時にする場合には、オンラインによってすることができる」とされた（規則第 13 条第 1 項）。

ただし、当該申出（以下「オンラインによる申出」という。）は、法務大臣が定める条件に適合しなければならない」とされた（規則第 13

ア 申出会社の商号、本店の所在場所及び会社法人等番号並びに申出会社の代表者の資格、氏名、住所及び連絡先

イ～カ [同左]

この申出書は、別記第 1 号様式又はこれに準ずる様式によるものとする。

[イを加える。]

条第 1 項ただし書）。

オンラインによる申出をする場合には、規則第 3 条の規定により申出書の内容とすべき事項（ア(ア)から(カ)まで）に係る情報に商登規則第 33 条の 4 に定める措置を講じたもの（以下「申出書情報」という。）を商業登記所に送信しなければならないとされた（規則第 13 条第 2 項）。

(3) 実質的支配者情報一覧等の添付

ア (2)アの申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（規則第 4 条第 1 項）。

[(ア)～(ウ) 略]

イ (2)アの申出書には、(3)アに掲げる書面のほか、次に掲げるものを添付することができるとされた（規則第 4 条第 2 項）。

[(ア)・(イ) 略]

(4) 代理権限を証する書面の添付

代理人によって(1)の申出をするには、(2)アの申出書にその権限を証する書面を添付しなければ

(3) 実質的支配者情報一覧等の添付

ア (2)の申出書には、次に掲げる書面を添付しなければならないとされた（規則第 4 条第 1 項）。

[(ア)～(ウ) 同左]

イ (2)の申出書には、(3)アに掲げる書面のほか、次に掲げるものを添付することができるとされた（規則第 4 条第 2 項）。

[(ア)・(イ) 同左]

(4) 代理権限を証する書面の添付

代理人によって(1)の申出をするには、(2)の申出書にその権限を証する書面を添付しなければ

ならないとされた（規則第 5 条）。当該書面について、原本の添付に加えて、代理人が原本と相違がない旨を記載し、記名をした謄本が添付された場合は、登記官は、それらの内容が同一であることを確認した上、原本を返却するものとする。

(5) 本人確認書面の添付等

(2)アの申出書には、申出書（代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面）に申出会社の代表者が商業登記所に提出している印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出会社の代表者が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。以下(5)において同じ。）を添付しなければならないとされた（規則第 6 条）。

なお、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成し

らないとされた（規則第 5 条）。当該書面について、原本の添付に加えて、代理人が原本と相違がない旨を記載し、記名をした謄本が添付された場合は、登記官は、それらの内容が同一であることを確認した上、原本を返却するものとする。

(5) 本人確認書面の添付等

(2)の申出書には、申出書（代理人によって申出をする場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面）に申出会社の代表者が商業登記所に提出している印鑑が押印されている場合を除き、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成した証明書（当該申出会社の代表者が原本と相違がない旨を記載した謄本を含む。以下(5)において同じ。）を添付しなければならないとされた（規則第 6 条）。

なお、申出書に記載されている申出会社の代表者の氏名及び住所と同一の氏名及び住所が記載されている市町村長その他の公務員が職務上作成し

た証明書が添付されている場合であっても、登録簿に記録されている代表者の氏名及び住所と一致しないときは、代表者の氏名等の変更の登記をしなければ、申出に応ずることはできない。

(6) オンラインによる申出の場合における書面の添付の特則

申出書情報には、法務大臣の定めるところに従い、(3)から(5)までの書面の添付に代えて、当該書面に代わるべき情報にその作成者が商登規則第33条の4に規定する措置を講じたもの（以下「添付書面情報」という。）を送信することができるとされた（規則第13条第3項）。

また、申出会社の代表者又は代理人が申出書情報を送信するときは、当該申出会社の代表者又は代理人が商登規則第33条の4に規定する措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であって規則第13条第4項第1号から第3号までのいずれかに該当する電子証明書を当該申出書情報と併せて送信しなければならないとされ、委任による代理人の権限を証する情

た証明書が添付されている場合であっても、登録簿に記録されている代表者の氏名及び住所と一致しないときは、代表者の氏名等の変更の登記をしなければ、申出に応ずることはできない。

[(6)を加える。]

報を送信する場合も同様とされたところ（規則第 13 条第 6 項第 1 号）、これらの情報が送信された場合には、規則第 6 条の規定は適用されないとされた（規則第 13 条第 7 項）。

2 実質的支配者情報一覧の写しの交付等

登記官は、1 (1) の申出が規則第 2 条から第 6 条までの規定に基づき適正にされたものであることを確認し、かつ、1 (3) ア (イ) 及び (ウ) 並びに イ により添付された書面並びに申出会社の登記簿に記載又は記録されている事項と実質的支配者情報一覧の内容とが整合していることを確認したときは、実質的支配者情報一覧の写しを交付するものとする（規則第 7 条第 1 項）。

また、オンラインによる申出の場合には、当該申出が規則第 13 条の規定に基づき適正にされたものであること、及び添付書面情報に記録された事項と実質的支配者情報一覧の内容とが整合していることをも確認するものとされた（規則第 13 条第 8 項において読み替えて適用する規則第 7 条第 1 項）。

登記官は、実質的支配者情報一覧の写しを交付す

2 実質的支配者情報一覧の写しの交付等

登記官は、1 (1) の申出が規則第 2 条から第 6 条までの規定に基づき適正にされたものであることを確認し、かつ、1 (3) ア (イ) 及び (ウ) 並びに イ により添付された書面並びに申出会社の登記簿に記載又は記録されている事項と実質的支配者情報一覧の内容とが整合していることを確認したときは、実質的支配者情報一覧の写しを交付するものとする（規則第 7 条第 1 項）。

登記官は、実質的支配者情報一覧の写しを交付す

る場合には、申出に係る商業登記所に保管された実質的支配者情報一覧の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする（規則第 7 条第 2 項）。

また、株式会社の設立の登記の申請と同時にする場合には、申出会社の会社法人等番号をも記載するものとされた（規則第 1 2 条の規定において読み替えて適用する規則第 7 条第 2 項）。

登記官における実質的支配者情報一覧の写しの交付等に係る事務は、次の方法によるものとする。

(1) 申出の内容の確認

ア 書面による申出

登記官は、実質的支配者情報一覧の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出があったときは、速やかに、申出の内容を確認するものとする。この場合において、登記簿に記録されている事項と整合していることの確認及び申出書に押印された印鑑が商業登記所に提出されている印鑑と同一のものであることの確認は

る場合には、申出に係る商業登記所に保管された実質的支配者情報一覧の写しである旨の認証文を付した上で、作成の年月日及び職氏名を記載し、職印を押印するものとする（規則第 7 条第 2 項）。

登記官における実質的支配者情報一覧の写しの交付等に係る事務は、次の方法によるものとする。

(1) 申出の内容の確認

[アを加える。]

登記官は、実質的支配者情報一覧の保管及び実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出があったときは、速やかに、申出の内容を確認するものとする。この場合において、登記簿に記録されている事項と整合していることの確認及び申出書に押印された印鑑が商業登記所に提出されている印鑑と同一のものであることの確認は

、申出会社の登記事項証明書及び印鑑証明書と同一の内容が記載された帳票を登記情報システムから出力して行うものとする。

イ オンラインによる申出

登記官は、オンラインによる申出があった場合には、速やかに、当該申出に係る申出書情報、添付書面情報並びにこれらに講じられた電子署名の検証の結果及び電子証明書の有効性の確認の結果に係る情報（登記・供託オンライン申請システムの機能により出力したものに限る。以下「検証結果情報」という。）を書面に印刷し、申出の内容を確認するものとする。この場合において、登記簿に記録されている事項と整合していることの確認は、アと同様の方法によるものとする。また、別途提出された添付書面がある場合には、当該添付書面と申出の内容を確認して、これらの書面を一括して管理するものとする。

(2) 申出の内容に不備がある場合の取扱い

ア 書面による申出

、申出会社の登記事項証明書及び印鑑証明書と同一の内容が記載された帳票を登記情報システムから出力して行うものとする。

[イを加える。]

(2) 申出の内容に不備がある場合の取扱い

ア [標題を加える。]

添付された実質的支配者情報一覧の記載に、その他の添付書面並びに登録簿に記載又は記録されている事項と整合していないなどの誤りや遺漏がある場合、登記官は、申出をした株式会社の代表者又は代理人にその内容を伝え、速やかに当該実質的支配者情報一覧の誤り等を訂正させ、清書された誤りのない実質的支配者情報一覧の添付を求めるものとする。提供された申出書に誤りがある場合、登記官は、申出をした株式会社の代表者又は代理人にその内容を伝え、速やかに当該申出書の誤りを訂正させるものとする。

イ オンラインによる申出

送信された実質的支配者情報一覧及び申出書情報の記録に、アと同様の誤りや遺漏があり、誤りを訂正させる場合には、登記官は、申出をした株式会社の代表者又は代理人に、次に掲げる事項を登記・供託オンライン申請システムに補正のお知らせを掲示する方法により連絡するものとする。

添付された実質的支配者情報一覧の記載に、その他の添付書面並びに登録簿に記載又は記録されている事項と整合していないなどの誤りや遺漏がある場合、登記官は、申出をした株式会社の代表者又は代理人にその内容を伝え、速やかに当該実質的支配者情報一覧の誤り等を訂正させ、清書された誤りのない実質的支配者情報一覧の添付を求めるものとする。提供された申出書に誤りがある場合、登記官は、申出をした株式会社の代表者又は代理人にその内容を伝え、速やかに当該申出書の誤りを訂正させるものとする。

[イを加える。]

(ア) 補正を要する事項

なお、補正コメントには、オンラインによる申出に係る補正である旨を明記すること。

(イ) 補正期限の年月日

(ウ) 補正の方法

(エ) 管轄登記所の電話番号

また、申出をした会社の代表者又は代理人は、補正に係る情報を電子情報処理組織を使用して商業登記所に提供する方法によって行うことができる。

ウ 実質的支配者情報一覧以外の添付書面又は添付書面情報が不足している場合、登記官は、申出をした株式会社の代表者又は代理人に不足している添付書面又は添付書面情報を伝え、一定の補完期間を設けてその添付又は送信を求めるものとする。

エ 前記アからウまでに係る不備の補完がされない場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) [略]

(イ) 前記(ア)の求めに応じない場合は、申出が

イ 添付書面が不足している場合、登記官は、申出をした株式会社の代表者又は代理人に不足している添付書面を伝え、一定の補完期間を設けてその添付を求めるものとする。

ウ 前記ア又はイに係る不備の補完がされない場合は、次のとおり取り扱うものとする。

(ア) [同左]

(イ) 前記(ア)の求めに応じない場合は、申出が

あった日から起算して 1 か月を経過した後、当該申出書及び添付書面（(1)イにより書面に印刷したものを含む。）を廃棄して差し支えない。

(3) 申出の取下げ

ア 書面による申出

(ア) 申出の取下げは、書面によってするものとする。

(イ) 申出の取下げは、(4)の保存後は、することができない。

(ウ) (ア)の書面には、取下げに係る申出の申出年月日を記載し、これを 5 の実質的支配者情報一覧つづり込み帳につづり込むものとする。

(エ) 申出が取り下げられたときは、(2)エ(ア)と同様の方法により、申出書及び添付書面を返却するものとする。

ただし、偽造された書類その他の不正な申出のために用いられた疑いのある書類については、この限りでない。

あった日から起算して 1 か月を経過した後、当該申出書及び添付書面を廃棄して差し支えない。

[(3)を加える。]

イ オンラインによる申出

(ア) オンラインによる申出の取下げは、電子情報処理組織を使用して取下げに係る情報に商登規則第 3 3 条の 4 に定める措置を講じたもの（以下「取下書情報」という。）を商業登記所に送信する方法によって行うものとする。

(イ) 取下書情報を送信する場合には、当該取下げに係る申出会社の代表者又は代理人が(ア)の措置を講じたものであることを確認するために必要な事項を証する情報であって規則第 1 3 条第 4 項各号のいずれかに該当する電子証明書を併せて送信しなければならない。

(ウ) オンラインによる申出の取下げは、(4)の保存後は、することができない。

(エ) 取下書情報が送信された場合には、登記所職員は、「一部取下」の機能により、システム上の取下処理を行い、当該処理後に当該情報の内容を表示した書面を印刷し、

当該書面には、ア(ウ)と同様の処理を行う。

(4) 実質的支配者情報一覧の保存

登記官は、提供された申出書の添付書面又は添付書面情報並びに登記簿に記載又は記録された事項と実質的支配者情報一覧の内容とが整合していることを確認したときは、実質的支配者情報一覧の写しの作成のため、次の方法により実質的支配者情報一覧を保存するものとする。

ア 実質的支配者情報番号の採番

登記官は、登記所ごとの実質的支配者情報番号を採番し、申出書又は申出書情報の内容を表示した書面（(1)イにより印刷した書面）の所定の欄に記入するものとする。

イ 実質的支配者情報の保存

(ア) 登記官は、添付された実質的支配者情報一覧をスキャナを用いて読み取ることにより電磁的記録に記録して保存するものとする。

オンラインによる申出において送信された実質的支配者情報一覧に代わるべき情報については、当該情報の内容を表示した書面（(1)イ

(3) 実質的支配者情報一覧の保存

登記官は、提供された申出書の添付書面並びに登記簿に記載又は記録された事項と実質的支配者情報一覧の内容とが整合していることを確認したときは、実質的支配者情報一覧の写しの作成のため、次の方法により実質的支配者情報一覧を保存するものとする。

ア 実質的支配者情報番号の採番

登記官は、登記所ごとの実質的支配者情報番号を採番し、申出書の所定の欄に記入するものとする。

イ 実質的支配者情報の保存

(ア) 登記官は、添付された実質的支配者情報一覧をスキャナを用いて読み取ることにより電磁的記録に記録して保存するものとする。

により印刷した書面）を実質的支配者情報一
覧として上記と同様の方法により保存するも
のとする。

(イ) 株式会社の設立の登記の申請と同時にされ
た申出により提供された実質的支配者情報一
覧については、当該実質的支配者情報一覧の
「（会社法人等番号）」欄に、登記官におい
て、当該株式会社に係る会社法人等番号を記
入し、上記と同様の方法により保存するもの
とする。

(ウ) [略]

(5) 実質的支配者情報一覧の写しの作成

ア [略]

イ 認証文及びその他の付記事項

(ア) 実質的支配者情報一覧の写しに付記する認
証文は、次のとおりとする。

「これは、年月日に申出のあった当局保管に
係る実質的支配者情報一覧の写しである。」

なお、前記(2) ア及びイにより誤りのない実
質的支配者情報一覧を補完させた場合は、そ

[(イ)を加える。]

(イ) [同左]

(4) 実質的支配者情報一覧の写しの作成

ア [同左]

イ 認証文及びその他の付記事項

(ア) 実質的支配者情報一覧の写しに付記する認
証文は、次のとおりとする。

「これは、年月日に申出のあった当局保管に
係る実質的支配者情報一覧の写しである。」

なお、前記(2) アにより誤りのない実質的
支配者情報一覧を補完させた場合は、その補

の補完がされた日を申出があった日とみなすものとする。同様に、前記(2) ウにより不足している添付書面又は添付書面情報を補完させた場合は、不足している添付書面又は添付書面情報が補完された日を申出があった日とみなすものとする。

〔(イ)・(ウ) 略〕

(6) 実質的支配者情報一覧の写しの交付

ア 書面による申出

(ア) 商業登記所の窓口における交付の取扱い

窓口において実質的支配者情報一覧の写しを交付するに当たっては、申出書の受領に際して引換券を交付する等により第三者に交付することがないように配慮する。

(イ) 送付による交付の取扱い

実質的支配者情報一覧の写しの交付は、申出会社の申出により、送付の方法によりすることができる（規則第9条）。この方法によるときは、申出書に記載された申出会社の本店の所在場所若しくは申出人である申出会社の

完がされた日を申出があった日とみなすものとする。同様に、前記(2) イにより不足している添付書面を補完させた場合は、不足している添付書面が補完された日を申出があった日とみなすものとする。

〔(イ)・(ウ) 同左〕

(5) 実質的支配者情報一覧の写しの交付

〔アを加える。〕

ア 商業登記所の窓口における交付の取扱い

窓口において実質的支配者情報一覧の写しを交付するに当たっては、申出書の受領に際して引換券を交付する等により第三者に交付することがないように配慮する。

イ 送付による交付の取扱い

実質的支配者情報一覧の写しの交付は、申出会社の申出により、送付の方法によりすることができる（規則第9条）。この方法によるときは、申出書に記載された申出会社の本店の所在場所若しくは申出人である申出会社の

代表者又は代理人の住所のうち、申出人である
申出会社の代表者又は代理人が希望する送付先
に送付するものとする。

イ オンラインによる申出

(ア) 商業登記所の窓口における交付の取扱い

オンラインによる申出があった場合に商業
登記所の窓口において実質的支配者情報一覧
の写しの交付をするに当たっては、申出会社
の代表者又は代理人に当該申出に係る申出書
情報の内容を表示した書面等を提示させると
ともに、申出会社の代表者又は代理人の氏名
及び住所と同一の氏名及び住所が記載されて
いる市町村長その他の公務員が職務上作成し
た証明書の提示を求めることにより、第三者
に交付することがないよう配意する。

(イ) 送付による交付の取扱い

オンラインによる申出があった場合に送付
の方法により実質的支配者情報一覧の写しの
交付をするに当たっては、申出書情報に記録
された申出会社の本店の所在場所又は申出人

代表者又は代理人の住所のうち、申出人である
申出会社の代表者又は代理人が希望する送付先
に送付するものとする。

[イを加える。]

である申出会社の代表者若しくは代理人の住所のうち、申出人である申出会社の代表者又は代理人が希望する送付先に送付するものとする。

ウ 交付の申出をした申出会社の代表者又は代理人が実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合の取扱い

ア(ア)又はイ(イ)において、実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出をした申出会社の代表者又は代理人が実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合には、申出があった日から起算して1か月を経過した後、当該実質的支配者情報一覧の写しを廃棄して差し支えない。

[3 ・ 4 略]

5 実質的支配者情報一覧つづり込み帳及びその保存期間

(1) 実質的支配者情報一覧つづり込み帳

商業登記所には、実質的支配者情報一覧つづり込み帳を備えるものとする(規則第10条第1項)。また、実質的支配者情報一覧つづり

ウ 交付の申出をした株式会社の代表者等が実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合の取扱い

実質的支配者情報一覧の写しの交付の申出をした株式会社の代表者又は代理人が実質的支配者情報一覧の写しを受け取らない場合は、申出があった日から起算して1か月を経過した後、廃棄して差し支えない。

[3 ・ 4 同左]

5 実質的支配者情報一覧つづり込み帳及びその保存期間

(1) 実質的支配者情報一覧つづり込み帳

商業登記所には、実質的支配者情報一覧つづり込み帳を備えるものとする(規則第10条第1項)。また、実質的支配者情報一覧つづり

込み帳には、実質的支配者情報一覧並びにその保管及びその写しの交付の申出（規則第 8 条第 1 項に規定する再交付の申出を含む。）に関する書類をつづり込むものとするとされた（規則第 10 条第 2 項）。また、オンラインによる申出があったときは、申出書情報及び添付書面情報の内容を表示した書面をもつづり込まなければならないとされた（規則第 13 条第 9 項）。

この実質的支配者情報一覧つづり込み帳につづり込む書類としては、実質的支配者情報一覧（規則第 4 条第 1 項第 1 号）のほか、申出書（規則第 3 条）、申出書に添付された書面（規則第 4 条（第 1 項第 1 号を除く。）から第 6 条まで）、再交付申出書（規則第 8 条において準用する第 3 条）並びにオンラインによる申出に係る申出書情報及び添付書面情報の内容を表示した書面（規則第 13 条第 9 項）が該当する。

なお、実質的支配者情報一覧を保管している株式会社について、本店を他の商業登記所の管轄区域内に移転した場合であっても、実質的支配者情

込み帳には、実質的支配者情報一覧並びにその保管及びその写しの交付の申出（規則第 8 条第 1 項に規定する再交付の申出を含む。）に関する書類をつづり込むものとするとされた（規則第 10 条第 2 項）。

この実質的支配者情報一覧つづり込み帳につづり込む書類としては、実質的支配者情報一覧（規則第 4 条第 1 項第 1 号）のほか、申出書（規則第 3 条）、申出書に添付された書面（規則第 4 条（第 1 項第 1 号を除く。）から第 6 条まで）及び再交付申出書（規則第 8 条において準用する第 3 条）が該当する。

なお、実質的支配者情報一覧を保管している株式会社について、本店を他の商業登記所の管轄区域内に移転した場合であっても、実質的支配者情

報一覧につづり込まれている当該株式会社の実質的支配者情報一覧等を移転先の商業登記所に移送する等の特段の措置を講ずる必要はなく、引き続き、申出を受けた商業登記所において保存することとなる。

(2) [略]

報一覧につづり込まれている当該株式会社の実質的支配者情報一覧等を移転先の商業登記所に移送する等の特段の措置を講ずる必要はなく、引き続き、申出を受けた商業登記所において保存することとなる。

(2) [同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。